

韓国「2009改定教育課程」における「学力」と「接続」 －ナショナル・カリキュラムの「復権」戦略－

井手 弘 人

A Study on the Competencies and Articulation of “2009 National Curriculum in South Korea
the “reinstating” strategy

Hiroto IDE

はじめに－東アジアで問われる「学力（観）」

PISA 結果とそれを意識して学習指導要領の改定が行われたわが国の事例で典型的に見られるように、世界的に、学力と呼ばれるものの中に「国際的な基準」が台頭してきた。しかし、例えば PISA における「学力」の定義を見ると、それまで国内において常識的なイメージとして広く共有されている学力とは、異質なものと受け取られる点も強いだろう。

中国・韓国・ベトナムなど、科挙制度を採用していた国家においては、歴史的に社会における「公平な階級移動装置」としての試験によるスクリーニング・システムの伝統（韓国の場合、高麗時代以後発達した「科挙」制度）があり、その測定手段として「知」が用いられてきた。したがって、次の段階の教育にアクセスしようとする者も、スクリーニングしようとする側も、そこまでの *currere*（学びの履歴）を「測定」する共通項としての知の「量」を扱ったほうが効率的であったと言えるだろう。この点、中世ヨーロッパにおいて「評価と選抜は教師と学生との日常的な教育＝学習の過程を通して行われていた」（天野、2006、p.61）文化との「知」の扱いに対する決定的な相違を感じる。

ところで、OECD より刊行された『韓国の成長と社会統合のための枠組み』において、韓国はそのタイトルにあるとおり、「社会統合」という観点からのアプローチが弱いとされ、教育については「教育公平性の問題」を指摘されている。その中で奨学金などの対策の充実と共に、「競争が激しい大学入学試験に合格しなければならないという圧迫が学生と家族に及ぼす否定的な社会的影響を最小化するための多角的な努力を持続して、私教育に対する依存度を減らしていく」ことや、「私教育の長所をより広く拡大し、特に低所得階層の学生が活用することができるような政策を開発する」よう、政策奨励事項として提言している（OECD、2011、p.31）。韓国は科挙の時代から、財を蓄えるより次代に教育させることに投資することを重んじてきた文化をもつ国家であり、「最近の韓国社会には、課外学習の熱風と試験地獄が指弾の対象にあがったりしている。しかしこれは、われわれのすばらしい伝統的な能力主義の風土によるものであることを勘案しなければならない」という指摘（李成茂（平木、中村訳）、2008、p.254）を考慮すれば、試験による入学者選抜と、そのための「知」の利用という関係は、簡単に崩せるものでもない。この構造こそが、近代に入って階級移動装置としての「選抜」システムを本格的に採用した日本も含め、「東アジア的学力（観）」の根底を成すものと言える。

韓国では、この構造を根本から変革する行動を開始した。その中核と言うべきものについては、制度の変革というより、ナショナル・カリキュラムの「復権」とも言うべき国家教育課程の位置づけの再定義とともに、その「成果」を活用する大学入学試験の変革を図ることで、初等教育から高等教育までの全体的なシステム改革を図っているのである。ナショナル・カリキュラムの改編について、初・中等教育の範疇で議論が完結される状況が一般的である中、高等教育をも含めた抜本的な改革を韓国ではどのように企図しているのであろうか。本稿では、韓国における2009年改定教育課程の制定経緯とその方針、さらにその実質化を支える大学入試改革（入学査定官制度）に焦点をあて、初等教育から高等教育まで一貫したカリキュラム改革の論理について、考察することにする。

1. 「2009 改定教育課程」の制定過程

2008年に発足した李明博政権は、国政課題として「教育課程・教科書先進化」を掲げた。それに関連する下位課題として、具体的に「未来社会に必要な核心力量開発のための教育課程改編」と「学校教育課程編成と運営の自律権拡大」の二点に言及している。政府の支援によって推進された関連研究には、2007年及び2008年の「国家教育課程フォーラム」、初等中等学校教育課程先進化方案研究などがある。

これまでは、国家教育課程（ナショナル・カリキュラム）の改編作業は、教科目と時間編成、及び教科別内容体系化に焦点があてられ、推進されてきたが、李明博政権においては、教育課程はそもそも総合的かつ包括的なものであり、実効性ある基準として国家教育全般を育てることが論議の中心となるよう、国民的な合意を形成して改編作業を進行する必要が提唱された。

その問題意識として「教育課程は教育の質を規定するものとして、教育の目標、内容、授業、学力評価等、教育活動の核心を貫通する教育法令であり、基準であ」って、「教師の充足、教材、施設、児童生徒の組織、学校生活記録、学力評価、大学入試制度等は教育課程の支配を受けるべきものとして関係がある」にもかかわらず、「現在の韓国の教育課程は本末転倒の状況になっており、教育課程本来の性格に相応する中心的位相と役割を発揮できていない状況にある」と指摘している。

具体的には、教育課程の基準と国家の教育競争力、そして教育課程リーダーシップの三点の「弱さ」が、本来の役割を発揮できていない要因とした。

「教育課程基準」については、教育的に追究する価値指向が何であるべきかという点に対して影響力が弱く、国家的に質を管理する到達目標がはっきりしていないために、教育課程の「基準」ではなく、教科書と校内外の各種試験が実質的に教育を左右しているほか、客観式選択型試験の得点には強いが、実務能力がとても弱く、点数偏重の教育を実質的に継承させているに過ぎない、とした。

「国家教育競争力」については、多くの時間と努力を注いでいるにもかかわらず、時間あたり学業成果はとても低く、非効率的（PISA2006年数学：47位、科学：33位、書くこと：29位）と批判するとともに、学校教育において学ぶ楽しみと「自信観」が低く、高等教育では55位、全体でも35位に過ぎない、とした。このような結果が、学術分野におけるノーベル賞受賞者がいないことにつながり、15名のノーベル賞授賞者を輩出している日本との格差として意識している。

「教育課程リーダーシップ」については、教育課程の基礎と乖離した学校生活記録簿制度、修能試験制度、領域（大学、教科）利己主義の横行と教育の本質から外れた便宜主義的教育行政、過程より結果中心のアプローチ、教育の質を優先するアプローチと社会政策的（社会統合または教育平等）アプローチとの混在状況が、教育課程の形骸化を促進している、とした。

こうした状況によって、先進型教育課程の問題が本来は未来社会を主導する人材をどのように養成すべきかという、未来設計に関するものであるにもかかわらず、韓国の教育が深刻な「歪曲」の状況にあるため、それらをどのように克服するのかという点を同時に考慮しなければならない状況にあった。

こうした問題意識を前提に、大韓民国憲法を法令根拠に設置している「国家教育科学技術諮問会議」（議長：大統領）に「教育課程特別委員会」が設置され、抜本的な教育改革の方法として、教育課程（ナショナル・カリキュラム）の「復権」戦略が模索されることとなった。2007 年の改定教育課程の公示からわずか 2 年で再び改定教育課程が発せられた背景には、PISA を中心とした教育のグローバル化によってつきつけられた、上記のような「国家的危機感」が表出していたことがあると言わなければならない。

2. 「未来型」教育課程の構想案

先述した教育課程の「復権」が模索されるにあたって、その「基本的な立場」は以下の 6 点に集約された。

- 1) 児童生徒の過度な学習負担は軽減し、基礎・基本教育は強化する。
- 2) 「したい学び、楽しい学校」実現のために、児童生徒の適性と素質にあった教育課程へと変革する。
- 3) 学校単位での教育課程編成・運営の自律権拡大を通して、学級の改革を誘導する。
- 4) 教科知識中心の教育活動から脱皮し、多様で創意的な学校教育活動を強化する。
- 5) 教育課程改革を基盤とした修能試験の根本的改善を誘導する。
- 6) 教育政策及び教育課程の連続性を維持する。

さらに具体的な構成案には、以下のことが示された。

まず「学習負担の軽減を通じた意味ある学習活動の促進」についてである。初等学校の高学年は週あたり 10 科目、中・高等学校は 11～13 科目を学習し、社会、科学等の統合教科も科目別に分けて教えているため実際の児童生徒の学習負担は過重気味で、その結果、「教科ありき」ゆえに児童生徒の興味も低下した状況のまま連結され、学習効率性が落ちていることが指摘された。

そこで、改善の方策として、以下のことが示された。

- (1) 学期あたり、週あたり履修科目数を 8 以下で運営し、学習量の負担を軽減する。
 - a) (初・中学校) 授業時数が少ない教科目は特定学期、学年で集中履修させる。
 - ・集中履修制：授業時数が少ない一部科目の履修時期を特定学年、学期に集中履修する方式（時数が少ない一部科目を集中履修する案に対し、保護者の 56%、教師の 61.4%が賛成している）
 - b) (高等学校) 各教科目を学年単位で編成・運営する慣行から脱して、学期単位で編

成・運営する。

(2) 集中履修制の実効化のための教科群、学年群導入

・学年群

学年群編成を通して、相対的に授業時数が少ない教科目の集中履修を誘導し、児童生徒の学期あたり履修科目数を減らす。

(初等学校) 1・2年、3・4年、5・6年 (中学校) 7～9年

(高等学校) 10～12年

・初等学校の担任連任制、中学校の集中履修、高等学校の無学年制への根拠を準備する

・教科群

国民共通基本教育課程の10の基本教科を教育目的上の近接性、学問探求対象または方法上の隣接性、実際生活様式での相互連関性等を考慮して細分類する。

現行10教科	国語	道徳	社会	数学	科学	実科	外国語	体育	音楽	美術
改善7教科群	国語	社会・道徳		数学	科学・実科		外国語	体育	芸術	

・必修教科目縮小を通して学習の非効率性を改善し、討論、実験中心等の授業革新を誘導し、私教育軽減環境を調整する。

第二に、「全人的成長のための創意的体験活動強化」についてである。

わが国の総合的な学習の時間に相当する「裁量活動」は2つ、特別活動は5つの領域にそれぞれ細分化されていた。具体的には、裁量活動については、創意的裁量活動（自己主導学習、汎教科学習）、教科裁量活動で構成されており、特別活動については適用活動、奉仕活動、行事活動、啓発活動、自治活動で構成されていた。

さらに、初等学校の創意的裁量活動の場合、国または地域教育庁のレベルで創意的裁量活動時間に履修すべき内容（例えばICT、性教育、保健教育等）を定めて「下達」する形になっていたため学校や個人の個性を活かしきれず、裁量活動の本来の趣旨を活かしきれていなかった。

このような非効率性と多様性抑制の構造は、裁量活動と特別活動の形式的運営及び教科の補充学習等として偏った運営を招いていた。

これらのことについての改善方策として、以下のことが示された。

(1) 特別活動と創意的裁量活動を統合し、「創意的体験活動」として運営する。

- ・中学校の教科裁量活動は選択とし、高等学校の教科裁量活動は廃止する。
- ・初・中学校裁量活動に編成されていたICT、性教育等は「創意的体験活動」時間に編成せず、必要時別途の時間を確保して学校長権限で運営することを認める。

(2) 初等学校では創意的体験活動を充実させ、中・高等学校では週あたり3時間以上運営するなど強化する

- ・創意的体験活動例：IB、DPの必修課程で要求されるIB特別活動

(CAS: Creativity, Action, Service)

目的：地域社会やグローバル社会の実践的な問題に直接関わり、他者とともに活動することで自信、同体心、利他的人格を養う

内容：creativity はオーケストラ活動、作文、グループ活動、新聞製作活動等の芸術及び創作活動を、Action は野球、バスケット、サッカー等の体育活動と地域社会または世界的団体での活動を、Service は学生会活動及び地域社会のための奉仕活動を意味する

最小活動時間：2年間毎週3～4時間

学校が準備する事項：校内 CAS 担当教師を指定し、CAS 情報を児童生徒に提供

(3) 創意的裁量活動の内容と運営方策は学校に一任し、児童生徒の全人的成長のためのプログラムを運営する

- 創意的体験活動の細部領域：進路体験活動、奉仕活動、サークル活動、その他活動
- 国家、教育庁、自治体は実効性のある創意的体験活動の運営のための支援方策を準備する。
- 現行の教科知識中心に偏った学校教育慣行を改善し、これを通して全人的成長が可能な学校教育へと革新する。

第三に、「国民共通基本教育課程の期間調整と高等学校教育課程の革新」についてである。

現行の「国民共通基本教育課程」は、1997年改定された「第7次教育課程」以後初等学校1学年から高等学校1学年までの10年間であり、この期間児童生徒は10の基本教科を画一的に学習することと定められてきた。すべての系列の高等学校で10学年共通課程を運営しなければならないことにより、専門系高校、特殊目的高校、自律型私立高校など、個性化・多様化を推進する高校教育改革の過程にあって、教育課程の主体的運営が必要な学校では、その画一性が限界として作用していた。

これらに対する改善方策については以下のことが示された。

- (1) 国民共通基本教育課程を9年（中学校3年まで）に調整する。
 - 国民基礎教育に対する国家の責任を初・中学校課程で明確にし、学業到達評価等を通して全児童生徒の基礎学力保障体制を強固なものとして構築する。
- (2) 高等学校教育課程を「基礎革新力量強化教育課程」に抜本的に改める。
 - 高校段階の基礎革新力量を強化し、基礎領域（国語、英語、数学）教科活動を強化するとともに、探究領域（社会、科学）の教育は既存の知識伝達に偏った画一的授業を改め、多様な授業方法を適用する等、遂行能力を強調する。
 - 実技領域、選択領域の内実化を通じた素養教育の強化
 - 教科活動以外の創意的体験活動（非教科活動）強化
個性伸長、余暇善用、創意性啓発、共同体意識涵養等、全人教育の実現に寄与
 - 学校が児童生徒の適性と素質に合う適合型教育課程運営が可能となるように学校の科目編成権を大幅に拡大する。
 - 学生のレベルに合う「したい学び」をより深く、より広くすることができるように内容上可能な強化は水準別教科で再構造化
 - 教科の利害関係によって細かく細分化された教科は積極的に統合する

第四に、「高等学校選択科目の整備」についてである。

1997年の第7次教育課程以後高等学校教育の多様化・個性化が進められてきたものの、一般選択科目の数が80に達し細分化されすぎたため、生徒の科目選択時の混乱が広がっている状況であった。さらに、このような「多様化」も、現場ではその主旨が活かされず、生徒の均衡ある学習を阻害し、入試に偏った形式的教育として運営されていた。例えば、国語の場合、「話法」、「読書」、「作文」、「文法」、「文学」、「媒体言語」に細分化されていたほか、社会の場合、「韓国地理」、「世界地理」、「経済地理」、「韓国文化史」、「世界歴史の理解」、「東アジア史」、「法と社会」、「政治」、「経済」、「社会文化」に細分化されていた。KICE（韓国教育課程評価院）の調査によれば、韓国地理、韓国近現代史、社会文化などは履修比率が10%未満という状況もあった。このような現状から、選択教科の設定原則が必要となっていた。

改善方策として、以下のことが提示された。

- 過度に細分化された科目を統合し、水準別に編成する。
- 選択科目設定原則は以下の通りである。
 - 1) 内容の外形性が置かれている教科の場合、水準別科目として編成
 - 2) 内容を過度に細分化した科目は統合して再設定
 - 3) 上の1～2基準に合うように教科目を2009年12月までに整備
- 選択科目開発時の考慮事項

一般教科、専門教科、大学先履修科目（UP、AP）間の内容体系と科目間関係が明らかになるように、選択科目を整備・開発する。

思考力、問題解決力、創意力等、未来革新力量を涵養する。

資料活用、実験実習等、体験を通じた教育の強化を図る。

個別生徒の興味と水準を考慮した授業を拡張する。
- 生徒の関心分野と水準による選択学習を通じた学習結果（AP、UP等、大学先履修科目を含む）が大学入学で意味のある資料となることのできる高校—大学連携大学入学制度の主旨を具体化する。

区 分	領 域	教科(群)	必修履修単位	学校自律課程	一般科目	専門科目
教科活動	基礎領域	国語	15+	生徒の関心と進路を考慮して編成	関連教科の検討・協議を経て2007改定教育課程の選択科目を調整・補完（教科目設定基準） 1. 内容の外形性が置かれる教科は水準別科目編成 2. 内容を過度に細分化した教科は科目を統合し再設定	教科群別または教科群間隔合を通じた専門科目

					3. 上の1～2基準に合うように教科目を2009年12月までに整備する
		数学	15+		
		英語	15+		
	探究領域	社会 (歴史、道徳含む)	15+		
		科学	15+		
	実技領域	体育	8+		
		芸術 (音楽、美術)	8+		
	選択領域	技術・家庭 第2外国語 漢文 教養	16+		
小計			116+	66-	
創意的体験活動	進路体験活動 奉仕活動 サークル活動 その他活動		18		個性尊重、余暇活動、創意性啓発、共同体意識涵養等、全人教育の実現に寄与する活動で構成

• 教科目別基本単位数設定

- 1) 基礎領域、探究領域、科目別基本単位数は5単位とし、±1単位の範囲内で増減運営が可能
- 2) 実技領域、選択領域の科目別基本単位数は4単位とし、±1単位の範囲内で増減運営が可能

• 学校別に専門科目編成及び新しい科目の新設が必要な時、教育庁承認の下に認める。

第五に、「学校自律教育課程の編成・運営権拡大」についてである。

これまで示されているように、これまで地域、学校、学生団の特性と無関係に全国的に画一的な教育課程が運営されてきた。教育課程は結果として、学校別に特性化された教育プログラムの編成・運営の制限として作用しており、画一性が学習不振の深刻な教科に対する教育課程の弾力的対応を難しくさせている現状があった。

これに対する改善方策として、以下のことが示された。

- (1) 国が教育課程運営の基本基礎のみを提示することで、学校の教育課程編成・運営主体性を大幅に強化する。

(共通事項)

- 教科別授業時数20%の自主的な増減を認める。
- 教科群、学年群導入を通じた学校自律教育課程の編成・運営が可能となるようにする。

(高等学校)

- 個別生徒の基礎教育を強化し、教科領域間均衡履修を誘導する。
- 学年群導入等、教育課程運営体制革新により、無学年制の実現が可能となる。
- 普通教科新設及び専門教科の編成権を付与する。

- 共通必修科目を指定せず、教科（群）別必修履修単位数のみを指定して、生徒各自が自身の水準や進路に合う教科中心の学習を可能にする。
- 学校自律課程設定（66単位以下）を通して、学校別の教育課程を個性化し、生徒の進路を考慮した個別化を通じた適合型教育を可能にする。
- 教育課程の弾力的運用を通して、生徒の進路を考慮した課程運営を可能にする。
- 学校単位に対する教育課程運営の自主編成権付与で、学校教育の実質的な多様化と特性化を誘導する。

第六に、「生徒の適性と素質を考慮した適合型教育課程の運営」についてである。

進学しようとする大学系列（特に実技系列）と関係なく、すべての生徒が科目別同一時間を履修しており、例えば、実技系列への進学を準備する生徒の教育に対し、実質的に学校が責任を持っていないために、私教育が不可避になっている状況をつくっていた。生徒の適性、進路、要求等を反映できない教育課程の構造を本質的にもっており、高校の教育課程編成・運営の自主権についても活用が不十分な状況であった。

これらに対する改善方策として、以下のことが示された。

- 生徒の適性、進路、要求、希望進学系列に合う教育が可能な教育課程構造を準備する。
 - 理工系進学準備の生徒：数学・科学の学習支援を強化
 - 人文系進学準備の生徒：国語・社会の学習支援を強化
 - 商業経済系進学準備の生徒：社会・数学の学習支援を強化
 - 実技系進学準備の生徒：実技系の学習支援を強化
- 少数の生徒が履修する、「課程」のための適性学習機会を保障
 - 特定系列（例：体育、芸術等）志望の生徒に必要な教育機会を十分に提供
 - 地域別拠点学校運営等を通して、学校が学習機会を保障
 - 少数の生徒が選択する科目に対する学習機会を保障
- 教育庁及び学校は、巡回教師等の制度を活用して、少数生徒の選択科目学習機会を最大限保障できる方法を準備する。
- 生徒が必要とする学習が可能になるように支援し、学校教育を通して必要な力量を啓発し、不要な私教育を抑制する。

韓国では、上記六つの教育課程改編を通して、修能（日本の大学入試センター試験）制度の根本的な改革を誘導することを企図している。興味深いことは「教育課程改編の後続作業として修能制度を整備」するとしている点である。これまでは大学入試の「点」の部分に対する改革を図ってきたが、「修能制度整備時考慮する事項」として、高校教育課程の改編方向と連携して整備する方向にし、その結果として学習負担及び過度な入試私教育費負担を軽減し、受験科目数の縮小、受験回数拡大等を通して、私教育費負担が実質的に軽減できるように改編を推進することとした。このように、現在の韓国教育改革の基本スタンスは、初等教育から中等教育へと積み上がる児童生徒の「知」を、入試で「接続」して高等教育へとつなげる、言わば「K-16」の発想で推進しているのである。

なお、「その他の改編内容」として、以下のことも示されている。

ア) 初等学校 1、2 学年統合強化の調整

- 「賢い生活」を廃止し、科学は個別教科として分離する。
- 「正しい生活」を改善し、既存の道徳と賢い生活の社会を統合する。
- 「楽しい生活」を改善し、体育は個別教科として分離し、音楽と美術を統合する教科とする。
- 「われらは 1 年生」を改善し、国家水準教育課程基準として提示せず、地域と学校の実情、児童集団の特性を反映して単位学校で自主的に編成し、運営する。

イ) 中学校教育課程の整備

- (1) 国民共通基本教育課程を 9 年に調整することにもない、中学校教育を基礎・基本教育の完成機能に転換する。
- (2) 高等学校の自律化、多様化、個性化に対応した進路教育を強化する。
 - 非教科領域である創意的体験活動の時間を活用する
- (3) 中学校選択科目を整備する。

これらの大規模な教育課程改革は、討論会（2009 年 7 月 24 日）、市道教育長及び大学総長懇談会等を通して最終試案を準備し、教育科学技術部（日本の文部科学省に相当）によって 2009 年内に公示し、2011 年から段階的に適用することとした（ただし、準備できた学校は 2010 年から改編教育課程の適用を検討）。さらには教育課程定着のための核心政策のひとつである「教員政策の総合的な提案」に向けて、諮問会議傘下に「教員特別委員会」を構成し、運営する（2009 年 8 月）こととしている。

3. 教育課程定着のための政策

これらの大改革は、それまでの教育文化と大幅に異なる視点をもつことから、運営の直接的な担い手となる教員や、システム上の効率性・合理性など、政策的な準備が必要となる。これらについては以下のことが示された。

ア) 教員の専門性確保と弾力的運用

- (1) 初等教科専担教師の大幅拡充
 - (ア) 現行の担任教師制を維持しつつ、教科教育の専門性向上のための教科専担教師を大幅に拡充する。
 - (イ) 長期的に初等教育高学年の教科担任を検討する。
- (2) 複数資格証保有教員の拡大
 - (ア) 現職教員：統合教科、分化した科目すべてを教えることができる資格証を複数化する。
 - (イ) 新規任用：複数資格証保有任用試験受験者に対する優遇方法を検討する。
 - (ウ) 教員養成：教員の専門性を確保しながら、弾力的な運用が可能な教員養成方法を準備する。

イ) 教育課程運営体制の充実

- (1) 学年度開始日調整の検討
 - (ア) 1 月または 2 月学期制転換の検討：学事日程運営の内実化を誘導
 - 高校では休み期間を十分に確保し、季節学期制運営を許容する方法を検討する。

- (イ) 長期的には、9月学期制転換を通して欧米の児童生徒より6ヶ月遅れている学齢を同一水準に調整することを検討する。
- (2) 高校単位制導入を検討
- (ア) 高校教育課程の履修単位（出席基準）のみ管理する。
- (イ) すべての児童生徒が能力に関係なく毎学期に同一の単位を履修し、3年後に卒業するために教科の履修と卒業が画一的である。
- (ウ) 高校単位制を大学水準の単位制に転換し、実質的な生徒個人別の教育課程を運営する。
- ・生徒個人々の能力と選択によって、生徒が学習計画を樹立して、自身の能力と必要に合う教科目を履修できるようにする。
- ウ) 教育課程運営の充実を誘導する評価体制の革新
- (1) 学力評価の改革
- (ア) 画一的な筆記試験を通した生徒序列化、等級化を止める。
- (イ) 筆記試験に偏った画一的評価から学習の過程と質を評価できるように改善する必要がある。
- (ウ) 評価結果を意味のある資料として活用できるような方法を準備する。
- ・画一的な筆記試験を止揚し、質評価を先導する学校と教師に評価権（自律権）を大幅付与する方法を検討する。
- (2) 高校学力認定制の導入検討
- (ア) 修能が高等学校教育に決定的な影響を与え、学校を修能試験準備機関に変質させ、学校教育課程運営の跛行を惹起させている。
- (イ) 相対評価、絶対評価の二分法的選択を克服する。
- (ウ) 短期的に教育課程を改善し、高校教育課程の正常化を誘導する修能体制を改革する。
- (エ) 長期的には、個別生徒が高等学校全教育課程を通して達成した力量が何であるかを認定する意味での高校学力認定制導入を検討する。
- (オ) 学力認定方式は学校自己学力評価記録を中心とし、肯定性を担保するために外部評価を融合して運営する。
- ・英・独・仏の学力資格認定制度と類似の内申成績と外部評価結果を統合する方法を検討する。
 - ・高校学力認定制により、別途の試験を新設せずに既存の内申制度と修能を発展的に統合する。
- (カ) 大学入試選考で大学は高校で生成された学力認定資料を活用することで、高校教育の正常化に寄与する。
- エ) 教育課程運営の支援体制改善
- (1) 国家教育課程委員会設置の検討
- (ア) 国家教育目標、内容、方法、評価に関する政策を調整、決定、モニターすることができる機構を設置する。
- (イ) 教科及び教育プログラムの達成基準に対する審議等の機能を遂行する。

(2) 単位学校教育課程コンサルティング大幅支援

(ア) 教育科学技術部、教育庁で教育課程コンサルティング組織を運営し、学校の教育課程特性化を誘導する。

4. 李明博の「学習知政策」－「入学査定官」制の導入・ナショナル・カリキュラム改革

ところで、李明博大統領による近年の大学入試改革は、ナショナル・カリキュラム改革とを統合する「革命」と言っても過言ではない。李明博政権は、大統領選挙公約として「入試の多様化・自律化」を掲げて当選した。具体的には、入学査定官（admission officer）制を導入して、入学試験を現在の国家管理方式（大学修学能力試験：「修能」）から大学独自の方式（「自律化」）へシフトさせ、選抜を多様化させようとするものである。「修能」（1994年～）は、それまでの客観式に偏った入試方法から、「言語」「数理」「外国語」「探究（社会・科学など）」といった領域別出題を採用し、教科統合的な出題方式としたほか、入学者決定には、高校からの内申書成績を30%以上反映させることとなっていた（カン・チャンドン、2007、p.103）。また、修能結果は点数ではなく等級（1～10等級）で示すこととし、点数で1点を争って順位を決定するような使い方にならないような工夫はしていた。しかし、「知の問い方」には一定の変化を与えたとしても、一回の筆記試験だけで全てを決定されるという意味では変化なく、結果的に私教育の抑制につながったわけではなかった。この反省を踏まえて、李明博政権下では、別なアプローチをとることになる。すなわち、今の韓国の動向において特徴的なことは、「私教育」の抑制に向けて、ナショナル・カリキュラム改革（初等・中等教育改革）と入試改革（高等教育改革）が一体的に進行している点である。これまではそれぞれ「私教育」抑制に向けた動きは別個に動いており、OECD加盟後もその構造に変化はなかった。具体的には、ホン・フジョ（2009）によれば、大統領傘下の国家教育科学技術諮問会議傘下に教育課程特別委員会を設置し、その下に教育課程改定タスクフォースをおき、そこで教育課程総論改定を推進した。その結果は試案に含まれる改革議題を整理して中長期改革案（高校卒業認定制、9月学期制、初等全教科の教科専門担当制導入、大学修学能力試験廃止など）を付録として掲載し、公聴会を経て2009年7月24日に2009年改定教育課程の方向性が発表された（ホン・フジョ、2009、p.48）。ここに示されているように、教育課程改定とともに、それに深く関連する大学入試改革にも一体的に言及したことは、極めて大きな意味をもっていると言える。

また、これまで見てきたように、韓国教育課程の改定ポイントを端的に言えば、「学年群」「教科群」という新たな概念の設定と、「創意的体験活動」の充実強化である。「学年群」とは、初等教育については1－2学年（基礎学習充実期）・3－4学年（自己主導学習能力開発期）・5－6学年（基本学習完成期）、中等教育については7－9学年（自我探索期）・10－12学年（進路定立期）にそれぞれ分け、教育・学習のステージを明確にしたものである。「教科群」とは、従来の10教科分類を、国語・外国語・数学・社会／道徳・科学／実科・芸術・体育の7教科群に再編するというものである。この2つの概念はいずれも「効率性」を追求したものとと言える。「学年群」においては、児童生徒それぞれの学習過程に柔軟に対応できるよう、1年という学年制にこだわらない運営を可能とすることを目的としたもので、さらに中等教育においては、「無学年制」のようでもある。PISA2006でフィンランドの15才の生徒は数理領域評価で週4時間22分時間を投入して544点を獲得したの

に対し、韓国の生徒は週8時間55分を投入して542点であるなど、学習投入時間対成績を見れば、言語は成績1位だが29位、科学は11位だが33位、数理は4位だが47位といったように、韓国には非効率的な学習実態がある（ホン・フジヨ、2009、p.61）ことを受け、効率性と学習の多様性を目的として導入されたものである。

もう一つは「創意的体験活動」である。創意的体験活動は、これまで存在していた特別活動と裁量活動（日本における「総合的な学習の時間」に相当）とをあわせて誕生した新しい枠組みである。「創意的」とあるように、ここで重視されるのは「創意性」の教育である。イ・ギョンオン他（2010）の研究では、創意性とは「新しさに達するようにする個人の思考関連特性」と定義している。その思考活動は、「創造的な思考の指向」と「創造的な思考の機能」とを基礎に形成される。「創造的な思考の指向」は人間の内的認知的特性としての創造的な思考機能が最終的な人間形成のために作用する過程で個人に要求される情緒的または態度的特性であり、「好奇心」、「探究心」、「自信感」「自発性」「開放性」「独自性」「集中性」などで、「創造的な思考の機能」は、創造的な思考が可能となるような能力的側面での基礎になる機能で「敏感性」「流暢性」「融通性」「独創性」「精巧性」「想像力」などとしている（イ・ギョンオン、2010、p.247～248）。こうしたものを備えた「創意性人材」をナショナル・カリキュラムでは育てることを目指すとともに、そこで卓越した能力を持っていると判断される人物を大学入試で、修能とは別に選抜していくのが、入学査定官の仕事、となる。

ここで興味深いのは、韓国の中でも「名門中の名門」とされる大学が、比較的大規模に、入学査定官制による入学選考を実施している点である。例えば、科学技術分野最高水準の高等教育機関とされる KAIST（韓国科学技術院）の入学査定官制入試では、150名の学生を選抜する。ここでは、入学査定官は、単なる入学志願者を「査定」する役割にとどまらず、志願者が通う高校を直接訪問して校長や生徒への面談を行うなどして、それまでの学習過程や学習環境についての調査も含めた入試選考をするほか、ソウル大でも「地域均衡選抜選考」（710名）や「機会均等特別選考」（約200名）などを行っている。

5. 「公教育」と「私教育」：矛盾と現実

しかしながら、これによって短期的に劇的に韓国の入試や初等中等教育における「知」のあり方が変化したわけではない。入学査定官という、これまで韓国が経験したことのない人材による入学試験制度に対して、「公平性」に疑問を抱く人も多くいるのが現実である。親の世代が経験してきた「知」の使われ方から考えれば、「創意性」なる曖昧で多様なものの「測定」をどうするのか見えない部分が多く、入学査定官制による選抜に対する評価は、保護者・教師を中心に低い。さらに、「学年群」「教科群」の扱われ方も運用次第では別の「副産物」をつくる可能性がある。例えば「学年群」は、児童生徒の発達や興味関心、習熟度など、学習者中心に対しての柔軟性を確保するねらいがあるのだが、それが「優劣」の環境を助長するおそれがある。すでに韓国のナショナル・カリキュラムは、第7次教育課程（1997～2007）における「深化課程」設定の際、「深化できる者」と「できない者」とを分けて、「優劣班」と呼ばれるような現象が起きたことを経験している。また、「教科群」においても、「群」とならなかった国・数・英の3教科について、入試の多様化が進行したとしても学校における学業成績から重視されるという見通しから、「国数英シフト」とも言

うべき現象が高等学校を中心に広がっている。すなわち、2009 改定教育課程より認められた、総時間数の 20% について学校裁量で時間配当を決定できるシステムを使って、上記 3 教科の時間数を増加される学校が激増したという。先が見えない「知」の扱い方に不安を抱いた保護者が、結局塾通いを奨励している場合もある。さらには、韓国の政治システムとして、大統領が 1 期 5 年に限られているため、次の選挙に向けた動きが始動しはじめる時期になり、政権の政策選択によっては、この制度が今後も持続可能性をもったものなのか、予測がつかないという不安定要因もある。

おわりに

ここまで、韓国における教育課程（ナショナル・カリキュラム）「復権」に向けた改革を軸とした動向と、それにもかかわらずその動きを「翻訳」し既存の文化に浸透させていく「葛藤」の様相を概観してきた。韓国の状況をみていると、むしろ、外側のシステムが内側の文化と葛藤しつつ融合していく過程に、我々の「学力」は立っているとと言えるかもしれない。厚東の言葉を借りれば学力も「ハイブリッドモダン」（厚東、2011、p.27）の様相にあるということも可能であろう。

※本稿は 2011 年 7 月 16 日に開催された日本カリキュラム学会（於：北海道大学）課題研究Ⅳ「国境を越える基礎・基本の学力」における筆者報告「動き出した韓国「大学入試『革命』」は成功するか？—新しい「東アジア的学力」の模索—」をもとに、加筆修正したものである。

参考文献：

- ・天野郁夫（2006）『教育と選抜の社会史』筑摩書房
- ・厚東洋輔（2011）『グローバリゼーション・インパクト—同時代認識のための社会学理論』ミネルヴァ書房
- ・李成茂（平木實・中村葉子訳）（2008）『韓国の科挙制度—新羅・高麗・朝鮮時代の科挙』日本評論社
- ・イ・ギョンオン他（2010）『創意性を高めるための教育課程改編方案研究』韓国教育課程評価院（研究報告 RRC2010-3）（韓国語）
- ・カン・チャンドン（2007）「韓国大学入試制度の社会史の変遷と特徴に関する研究」高麗大学校教育問題研究所『教育問題研究』第 28 集、pp.83-113（韓国語）
- ・ホン・フジョ（2009）「2009 改定教育課程総論試案における学年群、教科群概念の教育課程的意義分析」韓国教育課程学会『教育課程研究』27 巻 4 号、pp.47-70（韓国語）
- ・OECD（2011）『韓国の成長と社会統合の枠組み』（報告書、韓国語）